

掲 示 第 9 4 号

関税法第37条第1項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり石垣港指定保税地域の追加指定を行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年9月16日

沖縄地区税関長 神 谷 洋 一

記

1. 石垣港指定保税地域において追加指定を行った建築物及び土地

(1) 名 称：石垣港第5号上屋

所在地：沖縄県石垣市浜崎町3丁目7番地6

区 分：建築物

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート平屋建

面 積：1, 989平方メートル

(2) 名 称：石垣港第6号上屋

所在地：沖縄県石垣市南ぬ浜町（無番地）

区 分：建築物

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート平屋建

面 積：2, 620.80平方メートル

(3) 名 称：石垣港第7号上屋

所在地：沖縄県石垣市浜崎町3丁目8番地

区 分：建築物

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート平屋建

面 積：1, 824平方メートル

(4) 名 称：新港地区第二荷さばき地

所在地：沖縄県石垣市南ぬ浜町（無地番）

区 分：土地

面 積：10, 410.52平方メートル

区 域：基－１２（２級基準点）北緯２４度１９分５８．８５３秒、東経１２４度８分４１．９６２秒から、７９度５８分９秒の線上１５８．１９３ｍの石垣新港地区Ｊ岸壁西の地点を①、同地点から８０度３分１２秒の線上１３０．０６４ｍの地点②、同地点から１７０度２分３１秒の線上８０．０００ｍの地点③、同地点から２６０度３分１３秒の線上１３０．１９９ｍの地点④、同地点から３５０度８分２０秒の線上８０．０００ｍの①に結んだ土地

(5)名 称：新港地区国際埠頭

所在地：沖縄県石垣市南ぬ浜町（無地番）

区 分：土地

面 積：１３，９３３．３８平方メートル

区 域：基－９（１級基準点）北緯２４度１９分３８．８４３秒、東経１２４度８分２９．７９３秒から、１８１度４４分５６秒の線上２０７．１０５ｍの石垣新港地区岸壁の先端地点を①、同地点から３５０度２分４８秒の線上３４０．３６６ｍの地点②、同地点から８０度１分１２秒の線上４０．８５４ｍの地点③、同地点から１７０度１分１０秒の線上３４０．３８６ｍの地点④、同地点から２６０度２分５３秒の線上４１．０１７ｍの①に結んだ土地

２．追加指定年月日

令和８年１０月１日